

はじめに

石見の産業における瓦および焼物は近代以降においてその位置づけを高め、また組合が成立し島根県の勸業項目に指定される明治末年から大正期にかけては、「石州瓦」や「石見焼」という名称とともに全国的な広がりを見せたとされる。⁽⁴⁾しかし、それ以前の一九世紀の実態については十分に明らかになっていない。とりわけ、文献史料にもとづいた研究は、窯跡の考古学的調査等によって系譜や生産状況の分析が着実に進められているのと比べると著しく立ち遅れているといえる。したがって、まずは当該期における同業の主たる生産地域、および流通量やその形態、歴史の変遷などといった基礎的な考察が優先されるべき課題となる。

こうした研究状況を踏まえ、本稿では近世後期から明治初期を対象に瓦・焼物の生産および流通実態を明らかにすることを目的とする。具体的には、生産地域の把握、廻船流通における両商品の性格と販路との関わり、窯業の地域産業における両商品の位置づけなどを検討することでその実態に迫りたい。

一 石見の窯業の生産状況

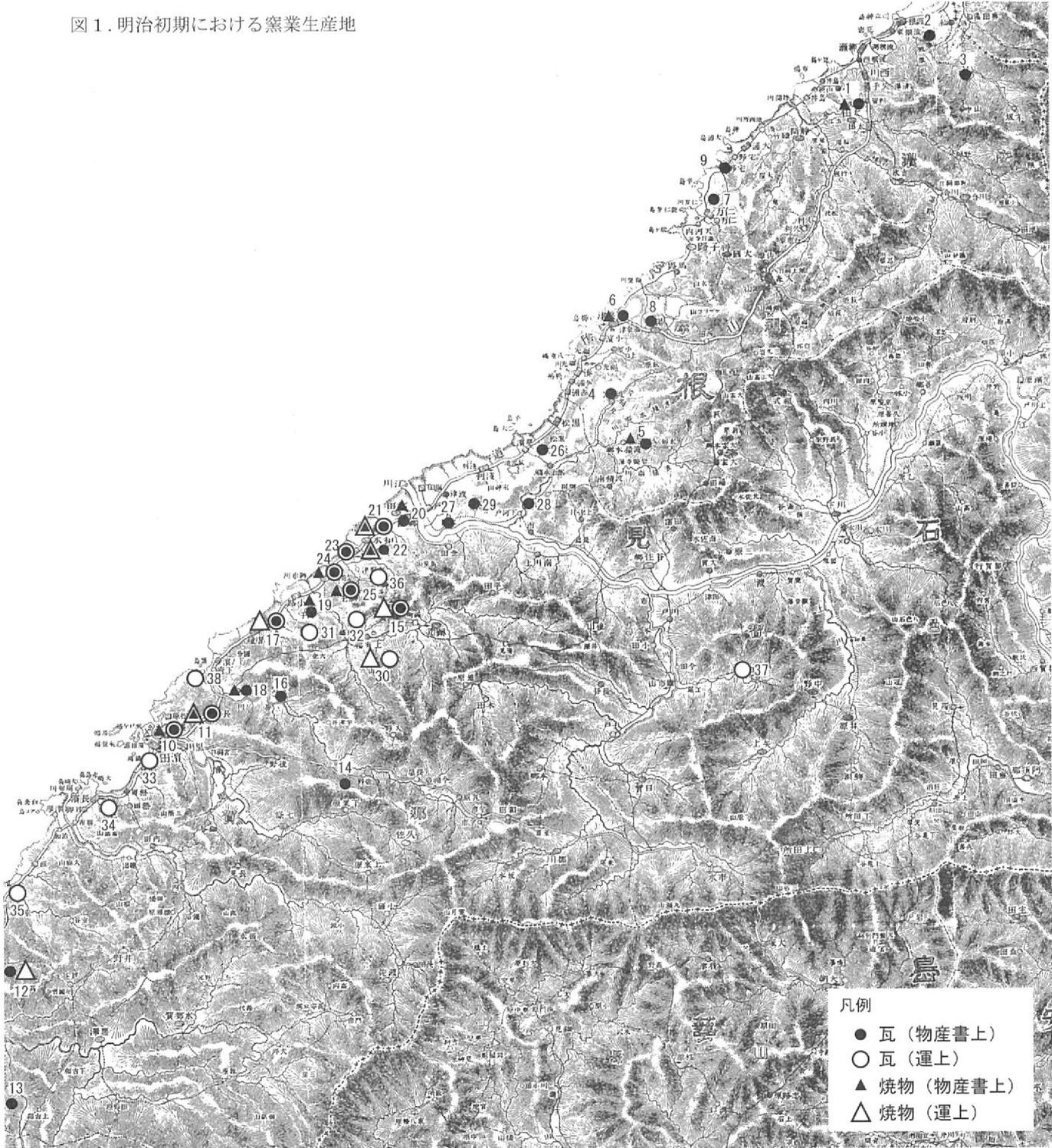
史料上において生産実態が明らかになるのは、管見の限り、寛延二(二七四九)年に瓦役二ヶ所の運上が石見銀山御料・宅野村でみられ、焼物は文政八(一八二五)年に丸物(焼物のうち大甕の類を指す)運上銀

貳百目が浜田藩領・和木村においてそれぞれ最も早い段階の事例として確認できる。いっぽう両者を流通商品として確認できるのは、一八世紀末から一九世紀前半頃となる。浜田外ノ浦における廻船問屋の客船帳⁽⁵⁾によれば、焼物は寛政年間、瓦は文政年間に他国船による最も早い購入事例として確認できる。また同史料からは、幕末から明治期にかけて両商品の取扱件数が漸増する様子が読み取れ、商品流通拡大の趨勢を窺うことができる。以上の大略を踏まえつつ、本章では明治初年の状況についてみていきたい。

当該期における焼物および瓦の生産状況は、いくつかの史料によって確認することができる。表1・1は、明治一〇(一八七七)年代に作成された各村の「皇国地誌」⁽⁶⁾のうちの物産項に記載のある村々を一覧したものであり、表1・2、1・3はそれぞれ明治二(一八六九)年「己小物成淨役諸運上根帳」「村方小物成之外運上銀根帳」⁽⁷⁾に記載された那賀郡全村の小物成計上から焼物・瓦の記載を抽出したものである。そして、これらに記載のあった村々を地図上に示したものが図1である。「皇国地誌」については迹摩郡の一部の村が残存していない欠点があるが、安濃郡および石見窯業の中心地である那賀郡については網羅されていて、したがってこれらから明治初期の生産のあらましが把握できる。

ここからは以下が指摘できる。まず、図1にみえるように両産業とも海岸部にその生産地域が集中している点である。そして、焼物が温泉津(6・表1の村番号、以下同)および江川河口に位置する郷田村(20)から長浜村(34)間を中心とした狭い範囲に集中しているのに対し、瓦は年間出来高二五万枚強の久代村(17)を始めとした焼物生産も盛んな地域に加えて、同十万枚以上の宅野村(9)など旧石見銀山料である迹摩郡・安濃郡域の海岸部や一部山間部にも点在し、比較的広範に

図1. 明治初期における窯業生産地



注) 「輯製二十万分一図復刻版島根県全図 (『日本歴史地名大系33 島根県の地名』平凡社、1995) を加工利用。

表1-1. 那賀・迄摩・安濃郡各村の物産に登場する瓦・焼物一覧

No.	郡	村	瓦		焼物	
			年間出来高	備考	年間出来高	備考
1	安濃郡	大田村	35000 枚	質美、近傍各村ニ輸送ス	20000 個	質悪、出雲国ニ輸送ス
2	安濃郡	朝倉村	38000 枚	出雲国神門郡口田儀村同郡小田村同郡杵築村ニ海上輸送ス		
3	安濃郡	神原村	13000 枚	出雲国神門郡口田儀及ヒ同郡杵築村隠岐国当国安濃郡波根東西両村ニ輸送ス		
4	迄摩郡	波積北村	12000 枚	同郡温泉津港同吉浦村ニ輸送ス		
5	迄摩郡	井田村	15000 枚	温泉津港同吉浦村ニ輸送ス	230 丸	同郡温泉津港同吉浦村ニ輸送ス
6	迄摩郡	温泉津村	不明		不明	
7	迄摩郡	仁万村	2018 枚	質不美		
8	迄摩郡	湯里村	45000 箇	悪、北国地方ニ輸送ス		
9	迄摩郡	宅野村	105200 枚			
10	那賀郡	浅井村	不明	瓦焼0.25円(地租537.485円、総計703.18円)	不明	丸物師2円
11	那賀郡	長沢村	不明	瓦焼6.5円(地租694.338円、総計709.593円)	不明	丸物師1.155円
12	那賀郡	向野田村	31152 箇	大坂馬関境港等へ輸送ス		
13	那賀郡	矢原村	11870 箇	質美、大坂馬関境港等へ輸送ス		
14	那賀郡	下来原村	不明			
15	那賀郡	千田村	30000 枚	遍半都野津村ニ輸送ス		
16	那賀郡	宇野村	45000 枚	赤瓦、波子ニ輸送ス		
17	那賀郡	久代村	258500 枚	質美、九州下ノ関地方ニ輸送ス	38500 個	質美、九州地方ニ輸送ス
18	那賀郡	上府村	1600 枚	九州下ノ関ニ運送ス	48674 個	質美ナラス、九州下ノ関ニ運送ス
19	那賀郡	波子村	18900 箇	因幡及九州地方へ輸送ス	43281 個	因幡及九州地方へ輸送ス
20	那賀郡	郷田村	60000 枚	質粗、因防長対四州及羽後庄内へ輸送ス	2000 荷	質粗、北国九州四国ニ輸送ス
21	那賀郡	嘉久志村	50000 枚	質粗、因防長対四州等へ輸送ス	800 荷	質粗、北国九州四国等ニ輸送ス
22	那賀郡	和木村	50000 枚	質粗、因防長対四州等へ輸送ス	500 荷	質粗、北国九州四国等ニ輸送ス
23	那賀郡	都野津村	48000 箇	因幡伯耆出雲辺輸送ス		
24	那賀郡	敬川村	30200 箇		11630 箇	
25	那賀郡	神主村	30070 個	*瓦・粗陶器の合計出来高、因幡地方及長門地方へ輸送ス		
26	那賀郡	後地村	18000 枚	質美、因幡伯耆へ輸送ス		
27	那賀郡	太田村	不明	僅少ニシテ地方ニ於テ消費シ他へ輸出セズ		
28	那賀郡	上河戸村	不明	雖モ地方ニ於テ消費シ他へ輸出セズ		
29	那賀郡	八神村	不明	販路定マラス其質中等ニ属ス		

出典:『皇国地誌』各村の「物産」項

注1) 迄摩のうち以下の村は史料なし

(佐摩村、大森町、銀山町、白坪村、福原村、三久須村、萩原村、忍原村、市原村、静岡村、磯竹村、大屋村、鬼村、松代村、行恒村、久利村)

表1-3. 那賀郡における瓦師選上

No.	郡	村	銀札(匁)	納人	備考
30	那賀郡	本明村	4.335	幸三郎	半年分
30	那賀郡	本明村	4.335	峯太郎	半年分
15	那賀郡	千田村	4.335	小次郎	半年分
21	那賀郡	嘉久志村	8.67	浅之助	
21	那賀郡	嘉久志村	5.1	廣十郎	半年分
23	那賀郡	都野津村	10.2	嘉次郎	
36	那賀郡	神村	10.2	芳十郎	
25	那賀郡	神主村	10.2	種吉	
24	那賀郡	敬川村	10.2	為十郎	
31	那賀郡	高田村	10.2	平次郎	
31	那賀郡	高田村	8.67	平次郎	
17	那賀郡	久代村	8.67	与惣次	
17	那賀郡	久代村	8.67	与惣次	
37	那賀郡	日和村	10.2	虎溪三	
38	那賀郡	西村	10.2	善太郎	
10	那賀郡	浅井村	10.2	勇平	
10	那賀郡	浅井村	8.67	幾衛	
11	那賀郡	長沢村	8.67	源助	
11	那賀郡	長沢村	8.67	伝市	
11	那賀郡	長沢村	10.2	喜代次郎	
39	那賀郡	生湯村	10.2	勝次郎	

出典:『明治二己年 村方小物成之外運上銀根帳』

(『明治二己年旧浜田藩引継雑款』県浜田引-02-018、島根県立図書館所蔵)

表1-2. 那賀郡における焼物選上

No.	郡	村	銀札(匁)	項目	人数・個数	請負人	備考
30	那賀郡	本明村	40.8	丸物焼	1ヶ所		
15	那賀郡	千田村	43.86	丸物	3人	多吉外2人	
15	那賀郡	千田村	5.13	丸物冥加銀	1人	小次郎	半々年分
15	那賀郡	千田村	21.93	丸物冥加銀	1人	又次	半々年分
21	那賀郡	嘉久志村	43.86	丸物冥加銀	1ヶ所		
22	那賀郡	和木村	43.86	陶場	1ヶ所		
31	那賀郡	高田村	20.4	丸物焼	1ヶ所		
17	那賀郡	久代村	20.4	丸物焼	1ヶ所		
32	那賀郡	飯田村	43.86	丸物釜手役			
33	那賀郡	原井村	30.6	丸物	1人	青江九郎平	
34	那賀郡	長浜村	20.4	丸物	1ヶ所		
34	那賀郡	長浜村	42.98	焼物人形細工師	1人		
11	那賀郡	長沢村	43.86	丸物		勝造	
11	那賀郡	長沢村	21.42	丸物		岩造	
35	那賀郡	西河内村	15.3	丸物			
12	那賀郡	向野田村	15.3	丸物屋	1人		

出典:『巳小物成浮役諸運上根帳』

(『明治二己年旧浜田藩引継雑款』県浜田引-02-08、同02-09、島根県立図書館所蔵)

その分布範囲がみえる。この傾向は二〇世紀以降の状況とおおよそ一致している。このほか、表1・2、1・3からは、生産の中心地であった那賀郡海岸域において、焼物師が少なくとも一六名以上、瓦師のべ二二名の経営者が確認できる。さらに、表1・1では輸出先の記載も見られ、瓦は伯耆・因幡・出雲・周防・長門・対馬が比較的多く、中には大坂や庄内も見られる。これに対し焼物は、北国・九州・四国・下関といった輸出先が確認できる。

二 明治八年における大浦港の積荷出入

(1) 「廻船調簿」の概要

表2群は、「仕出場所原価取調簿 大浦船改所」、「入港日出港日積高国郡村名調簿 大浦港船改所」⁹⁾ 両史料(以下、併せて「廻船調簿」とする)から、明治八(一八七五)年における年間の大浦港利用廻船をまとめたものである。同史料は、明治七(一八七四)年一月の国内廻漕規則(太政官布告第百二十三号)に基づき作成された、諸廻船が出帆入津する際に提出した届書から、大浦港船改所が品名・箇數・尺量・元価・仕向場・仕出場所・管轄・船形・船名・積高・入港日・出港日についての情報を上記二冊の調簿に分けて記録したものである。一例を挙げよう。

(A)

同(六月十六)日

一幸吉丸 五十石

銚三百三十束 五百五十円

相物二十貫匁 老円三十銭

仕出場所の 仕向場大坂

伝三郎

宅の 白枝峯平

(B)

同(六月十六)日

一幸吉丸 五十石

六月十四日入港十六日出港

伝三郎

宅の 白枝峯平

右内容のうち、「仕出場所原価取調簿」には(A)が、「入港日出港日積高国郡村名調簿」には(B)が記されている。この場合は、銀山料宅野浦船籍・船主白枝峯平の五〇石積廻船が、銚三三〇束(元価五百五十円)と相物二〇貫匁(同老円三十銭)を地元宅野から大坂へ仕向けており、六月一四日に宅野から大浦へ入港し、同一六日に大坂へ出港している。また、伝三郎は大浦の船宿主である。このように「廻船調簿」からは、大浦港を利用した廻船の情報と利用実態が把握できる。同史料群は一年間に同港を利用した全ての廻船の交易記録が記載されており、港全体の商品や廻船の動向が把握できる点において希有な史料であるといえよう。本章ではこの「廻船調簿」を用いて銀山料廻船の特徴を押さえた上で、瓦・焼物の流通実態について検討していく。

(2) 利用廻船と積荷出入

では実際に表2群をみていきたい。まず表2・1は、廻船の船籍別と規模別にみた出入状況をまとめたものである。利用廻船のうち銀山料船籍が全体の約七割を占め、さらに石見・出雲・隠岐・伯耆・因幡・但馬を含めた山陰船籍では全体の九一・四%を占めていることがわかる。また廻船規模については、銀山料船籍は一〇〇石積以下が一三五艘で同船籍全体の五六・二%、二〇〇石積以下になると二〇二艘で全体の八四・一%に及び、加えて銀山料に限らず利用廻船全体でみた場合にも同様の傾向が指摘できる。一方、三〇〇〜五〇〇石積の銀山料船籍の中型廻船も一

表2-1. 船籍別港出入状況

国名	石積高	~50	50~	100~	200~	300~	400~	500~	600~	700~	800~	900~	1000	不明	計	%
		100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	~				
石見銀山料		43	92	67	15	13	3							7	240	69.2
石見(その他)		2	2	3	2										9	2.6
出雲			7	2	1									1	11	3.2
隠岐		2	6	1											9	2.6
伯耆		7	18	1											26	7.5
因幡		3	12	6										1	22	6.3
但馬		1	2	1											4	1.2
長門						1									2	0.6
周防			1				1								2	0.6
筑前				1				1							2	0.6
日向			1										2		2	0.6
加賀			1	1											1	0.3
越前					1			1							2	0.6
越中		1				1									2	0.6
越後			1	1						2					3	0.9
羽予						1									2	0.6
伊予			1												1	0.3
撰津			3												1	0.3
不明														4	7	2.0
計		1													1	0.3
計		60	147	84	20	14	5	0	2	0	0	0	0	2	13	347
%		17.2	42.3	24.2	5.8	4.0	1.4	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	3.7	100.0

出典：表2群はすべて、明治8年「仕出場仕向場原価取調簿」(林家文書)による

表2-2. 銀山料を仕出場として積出された商品

主な商品	件	%
鉄	29	16.5
瓦	25	14.2
銃	21	11.9
干魚	14	8.0
焼物(陶器)	12	6.8
石類	10	5.7
塩魚	9	5.1
商品総計	176	100.0

注1) 瓦は黒瓦・赤瓦を含む

注2) 干魚は干鯨・干鰯・干ふぐの合計

注3) 石類は板石・とよ石・はしり石・五六石の合計

注4) 塩魚は塩鯨・塩鰯・塩鯉の合計

表2-3. 銀山料を仕向場として積入れられた商品

主な商品	件	%
塩	25	27.5
鉄砂	12	13.2
米	9	9.9
綿類	6	6.6
大麦	4	4.4
大豆	3	3.3
酒	3	3.3
商品総計	91	100.0

注1) 綿は繰綿・真綿・綿木の合計

部確認ができ、これら一六艘の船主は宅野村・藤間太郎、鳥井村・品川藤十郎、同・細田吉十郎、久手浦・岡田久次郎、同・竹下弘の五船主のみである。すなわち、銀山料廻船は大凡大多数の小型廻船と一部の中型廻船によって構成されていたといえよう。

次に積荷について見てみたい。表2-2は銀山料内を仕出場として他地域へ積出された主な商品を、表2-3は銀山料内を仕向場として他地域から積入れられた主な商品を件数別でまとめたものである。積出商品は、鉄二十九件、瓦二十五件、銃二十一件、干魚十四件、焼物十二件と続いて、近世後期石見東部最大の輸出商品であった鉄・銃に続くかたちで、瓦や焼物が確認できる。これら商品の仕向先は、鉄・銃はほぼ同様で、件数の多い順に大坂、新潟、庄内酒田、越中伏木、肥後、尾道となっている。いっぽう積入商品については、塩二十五件、鉄砂十二件、米九件、綿六件、大麦四件と続き、塩は尾道から、米や綿は北国から、鉄砂や大塩は伯耆境からという明瞭な傾向が見て取れる。

表2-4. 焼物積み出しの内訳

仕向先	件数	仕出量			元価	合荷
		丸	箇	俵		
尾道	1	8			4.00	商品名(件) 五六石・干鰯(1)
下関	1		70		60.00	鉄・瓦(1)
米子	1		5		5.00	赤瓦(1)
加露	1			50	53.00	塩鯖(1)
金沢	2	30	50		63.00	綿・烏賊(1)
新瀨	5	307		20	265.00	綿・砂糖・生蠟・鉄(1)、 繰綿(1)、銑(1)、 米・銑(1)、鉄・砂糖(1)
出羽本庄	1	10			8.00	
合計	12	355	125	70	458.00	(10)

訳は境港九件・米子周辺八件の計一七件が伯耆、二件が因幡である。その他の地域をみても但馬津居山四件・浜田一件・下関一件と、山陰地域に限定されている。

(3) 合荷をめぐる問題

さらに、焼物や瓦と一緒に運ばれた積荷(以下、合荷とする)に注目してみたい。引き続き表2-4、2-5をみよう。焼物との合荷がある事例は全一二件中一〇件みられる。仕向先による偏りはなく、鉄・砂糖・繰綿・米・瓦など多様な商品と合荷をしていて、中でも鉄・銑はのべ五件と半数を数え、そのほか繰綿二件、瓦二件と続く。一方で瓦の合荷は、

次に表2-4、2-5をみよう。

とりわけ窯業両製品の積出しについてみていくと、焼物の仕向先全一二件の内訳は、新瀨の五件を中心に出羽本庄を北端とし越後・越中・因幡・伯耆・下関・尾道と広範な流通圏がわかる。中でも新瀨は元価二六五円分ののぼり全体四五八円の六割近くにのぼる。一方、瓦の流通圏はほぼ山陰地域に限定されていて焼物のそれとは対照的である。全二五件中一九件が因幡・伯耆地方へ運ばれ全体の七五%以上を鳥取藩域が占めている。その内

表2-5. 瓦積み出しの内訳

仕向先	件数	仕出量			元価			合荷
		千枚	千枚	千枚	円	円	円	
下関	1	1.30	-	1.30	14.00	-	14.00	商品名(件) 鉄・陶器(1)
浜田	1	3.00	3.00	-	15.00	15.00	-	
境	9	32.00	22.50	9.50	286.00	191.00	95.00	桃皮(1)、炭類(3)
米子	2	9.00	4.00	5.00	76.00	26.00	50.00	丸物(1)
今吉	1	2.00	2.00	-	16.00	16.00	-	
淀江	3	11.40	7.40	4.00	87.00	47.00	40.00	
赤崎	2	3.12	-	3.12	38.00	-	38.00	
芦崎	1	2.00	2.00	-	16.00	16.00	-	
加露	1	0.70	-	0.70	8.78	-	8.78	
津居山	4	16.00	-	16.00	169.00	-	169.00	
合計	25	80.52	40.90	39.62	725.78	311.00	414.78	(6)

注1) 黒/赤の区別のないものについては、その販売単価と船主・船籍から判断した100枚あたりの価格帯は以下の通り
黒瓦:0.5~1.2円(平均0.83円)、赤瓦1~1.6円(平均1.14円)

焼物とは対照的に全二五件中一九件が合荷をせず瓦のみを単品で輸送しており、両商品の輸送形態において明らかな差異が指摘できる。なお合荷をしている六件のうち二件は焼物であり、その他は石類・片炭などである。

ところで、銀山料における産鉄は、第一の国産として外貨獲得における最重要商品であり、そして一九世紀以降における石見廻船の産鉄流通事情は、買積形態によって

新瀨をはじめとした北国地方へ盛んに移出したとされている。つまり、焼物は主力商品の鉄に付属したかたちとともに運ばれていたと考えられ、焼物の広範な流通圏という特徴は買積船として積み出された事情によるものといえよう。同様の傾向は流通先側の史料からも見て取ることができ、越後出雲崎の泊屋客船帳によれば、焼物を販売した石見廻船の事例四件は次の如くである。

明治四年七月七日 郷津・静本屋善之十 鉄六〇束・郷津焼五〇〇筒

明治一四年五月四日 江津・山根屋運兵衛 鉄三〇〇束・ソク三〇〇箱

明治一七年六月三日 湯湊・上田直三郎 ヨノソ瀬戸物・半紙

明治一七年六月七日 湯湊・新田為四郎 温泉津瀬戸物・◇鉄

ここに見る四件すべてにおいて、「郷津焼」や「温泉津瀬戸物」といった石見産焼物には合荷が確認できる。さらにその商品も鉄や銚、半紙など石見主力商品であり、焼物流通における買積的性格と主力商品に付属した販売形態がここでも看取できる。

(4) 石州瓦と鉄砂の関わり

これに対して、前述のように、瓦積出の多くは焼物とは異なる単品輸送で、鳥取藩域を中心とした山陰地方に限定された範囲の輸送する形態であった。このような偏った流通圏を持つに至った要因について検討すべく、以下では石見と鳥取藩域との具体的な交易実態に目を向けてみたい。

本章第二節でみたように、鉄砂は塩に次ぐ件数を誇る積入商品であり、その仕出元は伯耆地方が主であった。表2・6はその内訳を示したものである。これによると、境八件、西伯（日野川・赤碕）二件、その他因幡

表2-6. 鉄砂積み入れの内訳

仕出元	件数	仕出量		元価 円
		駄	貫匁	
美保関	1	120		30.00
境	8	643	8000	136.00
日野川	1	120		10.80
赤碕	1	140		90.00
加露	1	100		8.00
合計	12	1123	8000	274.80

表2-7. 瓦および鉄砂を運搬する廻船の動向

蛭子丸(伯州八橋郡赤碕宿・中島与三郎船・50石積)				
月 日	仕出元	仕向先	積荷	
			瓦/鉄砂	合荷
5 20	赤碕	宅野	鉄砂 140駄	
6 7	大浦	赤碕	赤瓦 2120枚	
稻荷丸(仁万・山本友四郎船・50石積)				
月 日	仕出元	仕向先	積荷	
			瓦/鉄砂	合荷
5 14	仁万	境港	瓦 4500枚	
6 16	境	仁万村	鉄砂 100駄	大麦7石、稲油4挺
8 4	大浦	但馬津居山	赤瓦 4500枚	
9 7	仁万	境	黒瓦 1500枚	片炭40駄
10 16	境	仁万		大麦、四明樽150丁、干瓢10貫匁
順幸丸(大浦・布引磯兵衛船・69石積)				
月 日	仕出元	仕向先	積荷	
			瓦/鉄砂	合荷
4 10	神子路	馬関		五六石150丁、板石200枚
7 1				無し
8 26	加露	郷田	鉄砂 100駄	
10 26				不明
11 14	郷田	米子	赤瓦 5000枚	
泰徳丸(大浦・永見甚右衛門船・50石積)				
月 日	仕出元	仕向先	積荷	
			瓦/鉄砂	合荷
5 11	宅野	境	瓦 4000枚	
6 21	大浦	小濱		塩鯖70箱
8 8	大浦	淀江	赤瓦 4000枚	
9 15	大浦	米子	瓦 4000枚	
10 14	境	大浦	鉄砂 1500貫匁	酒3石
10 28	郷田	米子		炭灰200俵

賀露、出雲美保関が一件となっている。また表には掲げていないが、これらを船籍別にみると銀山料船籍の仕出元は境五件・賀露一件の計六件、他国船籍は境三件・西伯二件・美保関一件で計六件である。この動向からは、瓦と鉄砂が相互に往来しているようにみえる。そこで個別廻船の動向にまで注視すると、実際に鳥取藩域へ瓦を積み出し、鉄砂を積み入れている動きが確認できる。表2・7をみよう。本表は鉄砂と瓦が同一廻船によって運搬されている事例をまとめたものである。伯耆赤碕船籍の蛭子丸は五月二〇日に地元から鉄砂を銀山料宅野へ積出し、翌月七日に

大浦から赤瓦を積み帰っている。銀山料船籍の稻荷丸・順幸丸・泰徳丸については、瓦以外の商品の取り扱ひも見られるが、いずれも銀山料内から瓦を積出し、境港・米子・淀江といった西伯地域へ持ち込み、同地から鉄砂を積み帰っていることがわかり、合荷も確認できる。また稻荷丸や泰徳丸については、年間に何度も瓦積出しを行い往復している。なお、ここにみる四船ともが五〇〜七〇石程度の小型廻船である。

こうした、小型廻船による「近距離」を「頻繁に往復する」売買形態は、廻船主の側から見ればその販売元・販売先両者が見えた状態での輸送であった可能性が高く、すなわち瓦は運賃積によって移出されていたと考えられる。このように同じ窯業商品であっても、焼物と瓦にはその流通圏や販売形態の明確な違いを見出すことができる。

三 石州瓦の流通 — 因幡・伯耆へもたらされた商品・技術 —

(1) 天保期にみえる石州職人の出稼・移住

石見海岸部地域は、近代以降大工や左官など職人の出稼ぎが活発になった地域だが、近世後期においてすでにその傾向は確認できる。天保一二(一八四二)年に、浜田藩の御代官役所は跡市組三六ヶ村へ対し「小前若者之内瓦稼として猥ニ他国江罷越候数多有之趣相聞」につき、瓦稼による他国出稼ぎ禁止を発令していることから、この時期に既に多くの他国稼ぎの瓦職人がいたと考えられる。また他国移住も確認でき、例えば次に掲げる史料は鳥取藩の藩政史料「在方諸事控」にみえる石州職人の鳥取藩内への移住願いの控えである。

一久米郡大谷村傍示白市と申処へ、七年已前瓦焼場相願、承届置候処、年限明キ後相止メ居申候得共、此度同村清四郎と申者、焼立致

し度段、左之通願書差出候ニ付、御郡代申談、承届候事。

乍恐奉願口上之覚

一去ル午年式村源兵衛より瓦職奉願、御聞届之上、あさ名白市と申所ニて焼立仕候処、年限明ケ候ニ付、御断申上相止居候得とも、此度下地之通り、右場所ニて当子より寅迄三ヶ年之間、私焼立仕度奉存候。尤村方えも右之趣熟談仕候処、故障筋毛頭無御座、日雇稼之者とも儀ハ、格別之為筋相成候程之儀ニ付、村同心之上奉願候。尤御聞届之上、職人ハ八橋郡大谷村長助・同郡由良村増右衛門・石州那賀郡嘉久志村角次・同孫兵衛・同清四郎右之者共、当村根帳取繕召仕申度、何卒御慈悲之上ヲ以、願之通御聞届被仰付被為遣候ハ、重々難有仕合奉存候、乍恐此段、宜御願被仰上可被為下候様、偏奉願上候。以上。

天保十一年子三月日

久米郡大谷村

願主 清四郎

年寄 吉三郎

庄屋 利兵衛

井上佐一右衛門殿

高見金右衛門殿

右によれば、久米郡大谷村での瓦焼場開窯にあたり、職人は地元のものに加えて「石州那賀郡嘉久志村」の者が名を連ねている。さらに石州の職人三人は「当村根帳取繕召仕申度」と移住を前提としている。また嘉久志村から大谷村への職人の移住は嘉永六(一八五三)年六月にも確認でき、両地域の緊密な関係が窺える。石州の職人が作る「石州瓦」は、職人の移動というかたちで他国でも一定程度生産されていたといえよう。

事例	年月	西暦	願	理由	願主	結果
	嘉永七年十一月	1854	(瓦類の輸入差留)			
	安政三年十月	1856	(瓦類の輸入差留の再通達)			
	1 安政七年閏三月	1860	津和野表より瓦壱万枚の水上げ	亀井武藏守様二百五拾御忌につき、新屋敷および家宅修繕を津和野表より遣されたため	気多郡山宮村 覚兵衛	○
	2 万延元年四月	1860	石州瓦五千枚と鉄砂の交易御免勝手 売捌き	先年より行つていた鉄砂と石州瓦の交易が差止めになると、取立る予定の「敷銀」や取溜めた鉄砂販売ができず、不景気になり村方困窮のため	気多郡新町村 組頭・仙左衛門	-
	3 万延元年五月	1860	石州赤瓦三千枚入津御免	庫裡裏通りを家根瓦葺にしたため、尤も石州瓦にすれば「以後之為筋」にもなるため	気多郡北河原村 中興寺	×
	4 文久元年十二月	1861	石州瓦を追加で六百四十九枚入津御免	六月取り寄せ分では不足のため。六月願いの理由は、拙寺本堂および庫裏屋根を瓦葺にしたため、尤も石州瓦にすれば「以後之為筋」にもなるため	高草郡賀露村 西念寺	○
	5 文久二年四月	1862	石州瓦壱万五千枚入津御免	兼て石州方の「馴染之もの」より買入れていた瓦等について支払った先銀の差引残りがあつたため	河村郡泊村 藤次郎	○
	6 文久二年四月	1862	鉄砂の「代物」として瓦二万枚受取のため入津御免	石州へ積廻した鉄砂の「代物」として瓦の引取りを石州方が申し出したため	汗入郡淀江村 佐市郎	○
	7 文久二年六月	1862	石州瓦六万枚入津御免	石州湯津(温泉津カ)源十と八年前に瓦売買の儀約をし、支払った先金六拾兩の返金に石州方が取り合わなため	汗入郡梶原村 藤蔵	○
	8 文久二年六月	1862	石州瓦五千枚ずつ五ヶ年間入津御免	石州小浜村・左官職忠八の「石州瓦之講世話」によつて支払った先金について、相当の瓦を以て算用したため	高草郡湯村 忠右衛門	○
	9 文久二年八月	1862	同三年のうち石州瓦壱万枚程積入御免	当村で居宅・土蔵等で余程用いている石州瓦について、御国産瓦では寸法間合等が異なり、修覆瓦として不都合であるため	気多郡芦崎村 組頭・忠右衛門	○
	10 文久三年四月	1863	瓦五千枚入津御免	石州小浜村・左官職忠八の「石州瓦之講世話」によつて支払った先金について、相当の瓦を以て算用したため	高草郡湯村 忠右衛門	○
	11 文久三年四月	1863	鉄砂代銀の代物宝野(宅野カ)瓦千八百枚を積荷とした浜村与三郎船の入津御免	以前小浜村・忠八の世話によつて葺いた瓦が損じ、その修繕のため	気多郡東しかぬ 小左衛門	○
	文久三年十一月	1863	(瓦類の輸入差留解除)			

(出典) 「在方諸事控」(「鳥取県史」十二、十三巻所収)

(2) 鳥取藩の国産奨励政策と石州瓦の流通

鳥取藩は嘉永七（一八五四）年に、できる限り国産品を用いれば「自然御領内豊饒ニ相成候儀ニ付」という理由から国産奨励政策を打ち出し、墨筆・紡車・鎌・膳碗・足袋・砥石・瓦・紙類が「御国産にて追々多分出来候」品々であることを理由に、これらを持ち込む他所商人の差留を行った。しかしその後も「今以右他所商人入込、猥ニ致売事候者も有之趣相聞候付」と、実態としては移入が止まらなかったようで、二年後の安政三（一八五六）年に再度同様の旨が再通達され、このとき新たに焼物も対象品目に追加された。⁸⁴ この輸入差留政策の強化とともに、対象品目に対する特別輸入願いの事例が見られるようになり、とりわけ瓦に対する願書がもつとも多く確認できる。表3は「在方諸事控」に記録されている瓦の特別輸入願いの事例をまとめたものである。一見してわかるように、安政七（一八六〇）年から同政策が解除となる文久三（一八六三）年の三年間に表沙汰となったものだけで一一件を数え頻発していて、また表3中の事例3を除いてすべて輸入許可となっている（但し事例2は不明）。さらに、同史料は安政元、二、四、五年の記録を欠くため当該期にもこれらに加えて事例があった可能性はある。輸入の相手先は一一件すべてが石州であり、ここで確認できるだけでも一五万枚近くにのぼる石州瓦の輸入があったことになる。いっぽう輸入の願主は賀露や芦崎、淀江など因・伯州の広域におよぶ。また最も内陸に位置するのが事例1の気多郡山宮村や事例11の同郡東志加奴であるが、両者とも沿岸から八キロ程度であり、ここでの事例は主に海岸地域の人々によって願い上げられている。以上のことは、鳥取藩における瓦の最大輸入相手国が石州であったこと、鳥取藩内での石州瓦の利用がこの時期より以前から海岸部でなされていたこと、さらには輸入差留によってこれだけの不都合が生

じるだけの商品価値を石州瓦が保有していたことを指し示していると考えてよいであろう。以下、さらに表3中に挙げた各事例を分類しその内容を検討することで、当時の石州瓦の具体的な流通の様相や商品としての位置づけを明らかにしたい。

(1) 長期契約や得意先の存在を理由とした事例

事例5・7・8・10・11では、輸入差留によってこれまでの契約に不都合が生じたことを特別輸入願いの理由としているが、その内容から石州瓦の長期的な契約や得意先の存在が窺える事例である。

(事例5)

乍恐奉願上覚

一私儀兼て石州方え馴染之者御座候二付、瓦并石流し敷石等買入宛年々先銀相渡し居申候処、近来右瓦入津御差留相成候二付、石類斗二て入銀為致候得共、何様銀高少之品二て、先銀渡差引残り金高四拾三兩式歩残り居申候。依之度々催促仕候得共、元来瓦引当之先銀故、是非瓦二て引取呉候様申張候二付、甚難渋仕候。何卒格別之御慈悲を以、石州瓦壹万五千枚入津御免被仰付被為下候得は、誠二以難有仕合奉存候。此段宜敷様被仰付可被為下候。以上。

文久二年戊四月日

河村郡泊村 願主 藤次郎

組頭 庄三郎

庄屋 朝次郎

尾崎恵助殿

(事例7)

一汗入郡梶原村藤藏と申者、石州湯津源十と申者之八年以前瓦売買

取組之儀約致し、為先金六拾兩相渡し居申候処、其後他国瓦入津御差留被仰出候二付、右入金差返し具候様、右源十之申遣し候得共、瓦引当之入金故、矢張瓦二て引取具不申ては、返金差支候旨返答申越し、一向訳付不申故、六万枚丈ケ入津御免之儀願出候二付、小書相添申達し置候処、左之御書付下り候二付、其段御郡え申遣ス。

汗入郡梶原村藤藏と申もの、石州瓦六万枚丈ケ入津御免之儀奉願趣、無余儀次第二付、格別ニ承届候間此旨可被申渡事。

事例5は、石州方の「馴染之者」から前銀を支払って瓦や石類を買入れており、瓦入津差留を受けて石州側へ返金を求めたが、「元来瓦引当之先銀」を理由に瓦の引き取りを求められたことを受けての願書である。ここでは石州瓦一万五千枚の入津を願ひ出ている。事例7も同様の事情によつて石州瓦六万枚の入津願ひが出されている。この場合は、石州湯津（温泉津と思われる）の源十と八年以前の嘉永七年に瓦売買取組の儀約がなされていたようである。

(事例8)

一高草郡湯村忠右衛門・河村郡泊村藤次郎と申者共、石州瓦入津御免被仰付被為下候様、左之通願書差出二付、夫々左之小書相添申達し置候処、御聞届相済、左之通御書付下り候二付、其段御郡え申遣ス。

乍恐奉再願候口上之覚

一石見国銀山御領邇摩郡小浜村忠八と申者、左官職仕候者ニて、御国之数十年渡世ニ罷越し候処、別て当村は忠八得意ニ御座候処、石州瓦之講世話致し度様談事致し候二付、任其意、十ヶ年以前瓦ニ臨ミ有之者聞合セ、講会仕、既ニ講三口分として九年以前八月ニ銀札壹貫五百目相渡し、翌年春瓦五千枚積廻し候様約束致し候処、同年

冬右忠八途中ニて相果候処、右瓦延引致し候二付、倅勘藏と申者同職仕、毎年当村え罷越し候二付、右之次第申催促致し候処、勘藏儀申二は、右銀札は国元瓦仕へ無間違相渡し候得共、親父相果候処、右等延引致し、此儀相済不申候得共、下地請取候分ハ瓦ニて算用致し候間、何卒五ヶ年之間瓦入津御免ニ相成候様成し被下候得は、算用致し候様、勘藏懸合具候間、何卒賀露浦迄瓦五千枚宛五ヶ年之間入津御免之儀奉願上候。近來御国産被為成候二付、右等之願仕候段重々奉恐入候得は、此儀二付、村方ニ難没仕候人別御座候二付、何卒御慈悲之上を以、願之通御聞届被為遣候様、此段偏ニ奉願上候以上。

文久二年戊六月日

高草郡湯村 願主 忠右衛門

組頭 藤次郎

同 源助

同 清右衛門

庄屋 平吉郎

大塚源藏殿

事例8も石州瓦の長期契約の事例である。左官職の銀山料小浜村忠八が仲介人となっていることがわかる。忠八はおそらく出稼ぎの形によつて、数十年にわたり因幡で左官職を行い高草郡湯村を「得意」の場所としていた。右史料によれば、忠八の「講世話」によつて一〇年前の嘉永五（一八五二）年に長期契約を交わし、翌六年に銀札壹貫五百目先銀として渡し、七年春に瓦五千枚積廻すよう約束したが、忠八が死亡したことにより瓦の積廻しが滞った。引き継いだ倅・勘藏は、事例5・7と同じく先銀分は瓦によつて算用をしたいので五年間だけは入津させてほしい

と主張している。本事例はさらに翌年にも継続して入津願が出されている(事例10)。

このように、石州瓦の流通においては、長期的な契約とそれを仲介する石州の左官職人の役割を見逃すことはできないであろう。なお、事例8に見られた小浜村忠八は事例11にも世話人として登場する。両事例の願主の所在地も近く、忠八がこの因幡西部を活動拠点として地域に働きかけていたことを思わせる。実際に瓦を葺く立場にあった忠八は自らの仕事を獲得する中で、地元石州瓦の流通拡大にも寄与していたといえよう。

また、輸入される瓦の枚数も、取り上げた三事例だけでそれぞれ一万五千枚、六万枚、五ヶ年の計二万五千枚と計一〇万枚におよぶ。二〇坪の平屋でおおよそ一〇〇〇〇〜一二〇〇枚程度の瓦を葺くと概算すれば、この三地域で家屋約一〇〇軒分の瓦が輸入されたことになる。鳥取藩内における石州瓦葺きの建屋は寺院等に限定されず、民家を含めた地域的な広がりを見せていたことが想定される。中には転売商品として扱われた可能性もあり、これらすべてが地域内消費されたかは曖昧なままであるが、いずれにせよ石州瓦に高い商品価値をあったことを示唆させる。

(ii) 石州瓦の商品価値を理由とした事例

(事例3)

一 気多郡北河原村中興寺儀、庫裡裏通り家根瓦葺ニ致し度、尤石州瓦ニ致し置候得は、以後之為筋ニも可相成ニて、左之願書差出し候ニ付、右願書を以御国産方長役中野良助え可然取計之儀懸合置候処、右は御国内ニて多分致出来候ニ付、此等入津御免相成り候ては御締合ニも拘り候ニ

付、入津難申遣し旨ニて、願書其儘差返し、且又近来赤瓦焼立之儀御郡々より相願、当時専焼立候折柄、他所瓦入津相成り候てハ甚難渋致し候趣相聞候ニ付、其段御郡え申遣し、依て願書其儘差返し候事。

奉願口上之覚

一批寺庫裡裏通り家根、此度瓦葺ニ仕度奉存候処、石州瓦ニ致置候得は以後之為筋ニも宜敷趣ニ付、何卒左之通り取寄申度奉存候間、青屋入津之儀、偏ニ御免被仰付被為下候様奉願上候。以上。

一 瓦敷三千枚 石州赤瓦

万延元年申五月日

気多郡北河原村 中興寺

稻留幸三郎殿

事例3は、気多郡北河原村中興寺の「庫裡裏通り家根」を瓦葺きにするための願書である。ここで注目されるのは、石州瓦にすれば「以後之為筋ニも相成」という理由が用いられている点である。石州瓦を葺くことがすでに特別なことでなく、今後の見通しとして主流になりかわるものであったことを示唆させる。同様の論理は事例4でも見られる。事例3は、唯一入津不許可となっているが、その根拠として国内生産量の増加と、近年赤瓦が「専焼立候折柄」であつてその妨げになる点も願い下げの理由としている。他所瓦つまり石州瓦が自国瓦を脅かす存在となつていたことを物語っている。

(事例9)

乍恐奉願上覚

一 当村之儀は居宅并土蔵等余程石州瓦相用居申候処、近年御国産瓦御趣向ニ付、他所瓦積入御差留ニ相成、一統奉承知候得共、御国産瓦ニては寸方間合等相違御座候て、修覆瓦不都合難渋仕候間、何卒

格別御慈悲を以、兩三年之内石州瓦壺万枚程積入御免被仰付被為下
候様奉願上候。以上。

文久二年戊八月

氣多郡芦崎村 組頭 忠右衛門

庄屋 嘉助

後藤賢次郎殿

事例9は、氣多郡芦崎村では居宅や土蔵等ですでに石州瓦が「余程」
用いられており、その上で修復用として輸入を願い上げたものである。
その理由として、国産瓦では「寸法間合等相違」い「修復瓦不都合難渋
仕」るためとの旨が述べられている。

史料の性格上、以上でみた理由がどれほど実態に即していたかについ
ては留意する必要があるが、願主側に石州瓦を手に入れたい欲求があつ
たことは確かであり、石州瓦が当該期においてすでに実績に基づいた商
品価値が鳥取藩内であったことは疑いない。

(iii) 浜砂鉄との交易を理由とした事例

では、鳥取藩との緊密な瓦販売の契機はどこに見出されるのであろう
か。同じく輸入願に掲げられた理由からみていきたい。

ところで、両地域間の交易自体は浜砂鉄を通して積極的に行われ、因・
伯州では文政二(一八一九)年に浜砂鉄締合を立てるなど、少なくとも
一九世紀前半段階には浜砂鉄の石州鉄山所への積廻しが頻繁に行われて
いた。それは一九世紀中頃でも同様で、石州方へ売り捌く会見・汗入両
郡の鉄砂の「当時にては大数之駄数積出しニ相成」という状況が述べら
れている。また、石州方が浜砂鉄を欲しがった理由としては、「同国は堅
木炭不自由にて松木多分故、是非以浜鉄砂ニ無御座では吹立不相成、依

之多分買取申度」という旨が示されている。そうした状況の中、事例2・
6にみえるように一九世紀中頃以降から浜砂鉄の代価に石州瓦を充てる
交易形態が確認できるようになる。

(事例2)

一閏三月十八日之記ニ有之通り、氣多郡新町村之者共、石州瓦五千
枚鉄砂と交易御免勝手売捌被仰付被為下候様、同村組頭仙左衛門と
申ものより相願候二付、御国産方長役中野良助之差支之有無懸合候
処、当時御国産瓦多分出来致し、何も差支無之旨にて願書其儘差返
し候二付、其段申渡し置候処、先年交易として積廻し候鉄砂敷銀等
取立付不自由にて、右交易御免被仰付被為下候様、尚又再願書差出
し候二付、右願書を以尚右良助之可然取計之儀懸合置候処、敷銀ニ
相成り居申銀高員数、并石州表より年内交易ニ請取候瓦員数等、委
細願面え書載せ差出し候は評儀可致間、先願書其儘差返し候旨及返
答候二付、其段御郡え申遣ス。

乍恐奉再願候口上之覚

一当村傍示前々より小前之者共、農業之透々鉄砂流し渡世仕、年々
粗々何千貫目程宛流し、右鉄砂を以石州瓦と交易仕、右売捌駄送
等仕候処、近來他国瓦入津御差留被仰付、依之鉄砂売捌不景氣ニ相
成候処、兼て余業無御座村方にて、追々困窮ニ及必至難渋仕候。右
石州瓦と鉄砂交易御免、勝手売捌被仰付被為下候様、馬持并小前之
者共より願出候二付、先達て奉願書候処、瓦入津御差留之上御国産
にて焼立之瓦多分有之二付、差支無之旨被仰付、右鉄砂と交易之儀
は、御聞届難被仰付候段被仰付之趣奉畏候。然ル処、右鉄砂之儀、
先年為交易差遣し候二付ては、少々敷銀等も御座候。右交易御免被
仰付被為下候ハ、早速取立可申哉と奉存候。其上年々取溜之鉄砂

数多御座候二付、交易ニも不相成ては甚以難渋至極仕候次第御座候間、又候奉願書候段重々奉恐入候得共、何卒格別之御慈悲を以、宜御聞届被仰付可被為下候様奉願上候。尤為冥加御上法之通口錢上納為仕可申候間、願之通被仰付被為下候得は、冥加至極有仕合奉存候。村中一統同心之上を以願書差上候間、此段宜敷奉願上候。以上。

万延二年申四月日

氣多郡新町村 組頭 仙左衛門

年行司 庄八

事例2は、氣多郡新町村による鉄砂と交易のための石州瓦五千枚入津願いである。本願書は「当時御国産瓦多分出來」との理由で一度鳥取藩側から差し返されたため再度上申したものである。右文面によれば、従来から同地域が「鉄砂を以石州瓦と交易」していたこと、瓦入津差留めによつて鉄砂売捌が不景氣になったこと、両商品の交易をすれば鉄砂敷銀を取立てることができること、さらにすでに取り溜めた鉄砂が多いため交易がないと難渋することが挙げられている。すなわち、瓦の輸入禁止は自国の輸出品である鉄砂販売に影響を及ぼすため全体的にみれば「御領内豊饒」にはならない、という論理である。なお、本願書を受け取つた御国産方長役・中野良助は、敷銀高および輸入予定の瓦の員数の報告を求めている、これ以後どのように対処されたかは不明である。

同様に、願主・淀江村佐市郎が願い出た事例6も「余業鉄砂売事仕、石州え積廻し売払候処、先方より為代物瓦式万枚受取具候様申候」と、瓦二万枚が浜砂鉄の「代物」として位置づけられ両商品の交易が行われている。

また、廻船経営の視角から言えば、本章でみた石州瓦の流通における長期契約や馴染の者などの得意先の存在をみるに、瓦の輸送形態は、第

二章でも指摘したようにやはり運賃積であったと考えるのが妥当であろう。すなわち同形態は近世後期から恒常的に行われていたといえる。

ところで、鳥取藩内においても安政六（一八五九）年に一件、同七年に一件、文久三年に二件の計四件の新規瓦場願いが確認でき、実際に自国生産も進んでいた様子が看取できる。しかし結局、文久三年一月に「御領内より出来高ニては引足不申二付」という理由で「此以後他所仕入御免」となっている。これ以降、石州瓦がより一層鳥取藩内の各港へ積み廻されたことは容易に想像でき、その結果第二章でみたように明治初年段階で石州瓦が鉄に次ぐ年間取扱件数を誇るに至つたと考えられる訳である。

おわりに

最後に、本章で明らかになった点をまとめつつ、地域産業における窯業の位置づけについて触れておきたい。

第一に、瓦・焼物は明治初頭段階においてすでに当地域の主力輸出品であり、またその生産拠点が海岸部に集中していた。そして、生産・流通の両面について定量的に把握することができた。これは今後、同業の歴史的変遷を詳細に検討する上での指標となる。第二には、両商品の流通形態とその違いについてである。中でも石州瓦については、近世後期から運賃積形態の廻船によって鳥取藩城へ盛んに移出されていたことを確認できた。そして販路が定着していく過程においては、出稼ぎの左官職人の存在や、鉄砂というたたら製鉄の原料確保との関係があった。前者については、技術者が出稼ぎ・移住を可能にした背景としてすでに石州瓦に高い商品価値があったのか、あるいは彼等によって石州瓦の商

品価値が徐々に高められていったのか、その前後関係は判然としない。しかし、販路定着の過程において職人による人脈的な繋がりが作用していたことは間違いない。

また、製鉄業と窯業の深い関わりについても見逃すことができないだろう。本稿でみたように、商品流通の視角からは鉄砂と瓦の交易関係や、鉄や銑との合荷を盛んにした焼物の流通事例が明らかとなった。両者の緊密な関係は、瓦・焼物両商品が一九世紀半ば以降、石見の主力商品として成長していったひとつの要因として位置づけられよう。

そして、こうした地域産業に対する複合的な視角は今後取り組むべき課題のひとつとなる。というのも、本稿でみた窯業生産地は、周辺でたたら製鉄もまた行われている地域が多い。したがって、製鉄業と窯業は薪炭という燃料確保の面においては競合する存在でもあったはずである。実際に、幕末に銀山料内で新規瓦稼場を設けるにあたり、石見東部一ヶ所の鉦場の鉄山師らが差し支えがあるとして新規瓦稼場の差止めを願い出ている事例も見られる。流通過程においては販路増幅要因になりえた両産業だが、生産段階においては相反する利害関係であったと想像され、これらについては詳細に検討する余地を残している。このほか、近世期における焼物流通に関しても十分な検討が叶わなかった。本稿で指摘した明治初期の流通の特徴を踏まえ、近世期の状況を明らかにする必要があろう。これらについても今後の課題としたい。

註

① 平田正典『石見粗陶器史考』(石見地方史研究会、一九七九年)、『那賀郡誌』(松陽新報社、一九一六年)、『都野津町誌』(都野津町、一九九一年)、『江津市誌』下(江津市、一九八二年)、『温泉津町誌』上(温泉津町、一九九四年)などを参照。

② 熱田貴保「石見地方における近世窯業生産」『石州瓦』の考古学的検討」、『八雲立つ風土記の丘』一二・一三(合併号、一九九三年)、久保智康「近世赤瓦の技術系譜」『石州瓦』の位置づけをめぐる」(同)、久保智康「日本海域をめぐる赤瓦」(小林昌一監修『日本海域歴史大系』第四巻、清文堂、二〇〇五年)など。

③ 『仁摩町誌』(仁摩町役場、一九七二年)二五三頁を参照。

④ 鶴田真秀『石州瓦史』(江津市文化財研究会、一九七二年)三〇頁を参照。

⑤ 浜田外ノ浦、清水屋「諸国御客船帳」(袖木学編『諸国御客船帳』清文堂、一九七七年所収)、

同米屋「諸国御客船帳」(袖木学「近代海運史料」清文堂、一九九二年所収)による。

⑥ ここでは『近摩郡村誌』、『那賀郡村誌』、『邑智郡村誌』、『石見国安濃郡村誌』を指す。

⑦ 両史料は「明治二年旧浜田藩引継雑款」(県浜田引〇二〇八・同〇二〇九・同〇二〇一八、

島根県立図書館蔵)所収。両史料の概要とそれに基づく産業構造の分析については本報告書島

谷論文に詳しい。

⑧ 森信美「石見の赤瓦及粗陶器の地理的研究」、『地理學』第四巻第四号、一九三六年。

⑨ 林家文書四三四・四八八、島根大学附属図書館蔵。

⑩ 武井博明『近世製鉄史論』(三書房、一九七二年)、仲野義文「山間地域史研究の視座」

石見銀山領の村における生産・資本・流通」、『若備地方史研究』二八四・二〇一三年)などを

参照。

⑪ 『出雲崎町史』海運資料集三(出雲崎町、一九九七年)を参照。

⑫ 『経用日記』(沢津家文書、江津市立図書館蔵)。

⑬ 『鳥取県史』(九〜三巻、鳥取県、一九七五〜八一年)所収。本章で掲げる史料はすべて同史料であるため、出典はすべて鳥取県史の巻数と頁数のみを記す。

⑭ 「在方諸事控」二二巻、一三五五頁。

⑮ 「在方諸事控」二二巻、七五八頁。

⑯ 「在方諸事控」二二巻、九六二頁および同二二巻、一〇五六頁。

⑰ 「在方諸事控」二二巻、三五五頁。

⑱ 「在方諸事控」二二巻、三四五頁。

⑲ 「在方諸事控」二二巻、三五五頁。

⑳ 「在方諸事控」二二巻、五四九頁。

㉑ 「在方諸事控」二二巻、一三三四頁。

㉒ 「在方諸事控」二二巻、三九五頁。

㉓ 「在方諸事控」二二巻、一一〇八頁。

㉔ 「在方諸事控」二二巻、三一頁。

㉕ 同右。

㉖ 「在方諸事控」二二巻、一三三四頁。

㉗ 「在方諸事控」二二巻、三六六頁。

㉘ 「在方諸事控」二二巻、六五六頁。

㉙ 庄司久孝「わたらの経営形態より見たる出雲、石見の地域性」、『島根大学論集 人文科学』

第一巻、島根大学、一九五一年)などを参照。

㉚ 「乍恐以書付奉願上候」(宅野村役場文書、大田市教育委員会蔵)。